

(農集 0 3 0 2) 単 0 8 0 2

小神成地区農業集落排水施設

機械設備機器更新工事

施 工 条 件 明 示 書

大仙市上下水道局

中仙・太田建設水道事務所

本工事の施工条件明示事項は、つぎのとおりとする。

1. 労務費は、令和8年10月1日以降適用秋田県実施単価表を用いて積算しています。

①撤去工	設備機械工	1.8 人
②据付工	機械設備据付工	4.4 人
③処分工 強力吸引車運転工	普通作業員	2.0 人
	特殊運転手	1.0 人

2. 積算上の条件明示

1) 間接工事費の単数処理は、下記のとおり積算しています。

共通仮設費（率）は、千円未満四捨五入し、千円止めとします。

現場管理費は、千円未満四捨五入し、千円止めとします。

工事価格は1万円単位とします。1万円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額から、端数処理前の工事価格の1万円未満の金額を除いて積算しています。

2) 調査基準価格の算定については、下記のとおりとします。

機器費は、60%を「直接工事費」に、10%を「共通仮設費」に、20%を「現場管理費」に、10%を「一般管理費」にそれぞれ含めるものとします。

据付間接費及び設計技術費は「現場管理費」に含めるものとします。